

告 示

埼玉県告示第三百四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第百九十九号（新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会について）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

- ア 平成二十八年三月十二日（土）午前九時三十分から十時三十分まで
所沢市柳瀬まちづくりセンター 学習室一
- イ 平成二十八年三月十二日（土）午後三時から四時まで
新座市役所第二庁舎 会議室二
- ウ 平成二十八年三月十三日（日）午前九時十五分から十時十五分まで
富士見市みずほ台コミュニティセンター 第三集会室
- エ 平成二十八年三月十三日（日）午前十一時から正午まで
志木市立柳瀬川図書館 視聴覚室
- オ 平成二十八年三月十三日（日）午後一時から二時まで
三芳町立中央公民館
- カ 平成二十八年三月十三日（日）午後三時から四時まで
朝霞市役所本館五〇一会議室

三 都市計画決定権者の名称 新座市

四 中止の理由

公述の申出がなかったため